

JAIS

日本通訳学会

事務局 〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1

立教大学大学院 異文化コミュニケーション研究科 水野的研究室 気付

Website: <http://www.soc.nii.ac.jp/jais/>

「司法通訳倫理原則（案）」について

日本通訳学会コミュニティー通訳分科会として、司法通訳人が業務上心に留めておくべき倫理原則を、以下のとおり案として提唱します。これは、司法関係者にも知っておいていただきたい原則です。

これは草案なので、会員からのコメントをいただき、コミュニティー通訳分科会で検討した上で、学会案としてまとめ、できれば2006年の大会で発表したいと思っています。

平成17年11月27日

日本通訳学会コミュニティー通訳分科会

代表者：水野真木子（日本通訳学会理事）

記

司法通訳倫理原則（案*）

司法通訳人は、その職務の遂行において以下の倫理規定を遵守するものとする。

1. 正確性

- 1-1 通訳人は、原発言に対する削除、省略、追加、編集などをせず、ありのままに伝えなければならない。
- 1-2 通訳人は、原発言のニュアンスやそのレジスター（言語使用域）にも忠実に訳さなければならない。
- 1-3 通訳人は、誤訳や思い違いに気づいた場合は、それをすみやかに関係者に伝え、訂正されるようにしなければならない。そして、それが発言者のものではなく、自分自身の訂正であることを明確にしなければならない。
- 1-4 通訳人は、自分の判断で発言者と直接問答してはならない。何か確認しなければならないことがあれば、裁判長などにその旨を伝え、その指示を仰ぐようにする。

2. 中立性・公平性

- 2-1 通訳人は、訴訟当事者やその関係者との個人的な関わりを避けなければな

らない。訴訟以前に関係があった場合は、その旨を法廷に告げ、辞退するなど適切な行動を取るべきである。(取調べ段階も同様である。)

2-2 通訳人は、訴訟当事者やその関係者と何らかの利益相反の関係にある場合はその旨を法廷に告げ、辞退するなど適切な行動を取るべきである。(取調べ段階も同様である。)

2-3 通訳人は、訴訟当事者に対し、係争中の事柄についていかなる助言もしてはならないし、意見も述べてはならない。(取調べ段階も同様である。)

2-4 通訳人は、通訳業務に対する正当な報酬以外に、当事者から贈答品、心付けなどの金品を受け取ってはならない。

2-5 通訳人は、個人的な偏見を持たず、誰に対しても誠実に通訳しなければならない。

3. プロとしての認識

3-1 通訳人は、自己の能力を超える業務は引き受けてはならない。少数言語の場合など、他に人材が存在しないような場合は、関係者に対して自己の能力について率直に告げ、その判断を仰ぐようにする。

3-2 通訳人は、能力を發揮できないような阻害要因が存在するような場合は、関係者にその旨を告げ、それを取り除いてもらうよう努めなければならない。

3-3 通訳人は、その業務にふさわしい礼儀を身に付け、信用を失墜させるような行動は慎まなければならない。

3-4 通訳人は、プロとして常に自己の能力・技術の向上に努めなければならない。

4. 守秘義務

4-1 通訳人は、業務上知りえた秘密事項は、法廷の命令など特殊な事情がない限り、外部に開示してはならない。

4-2 通訳人は、業務上知りえた知識を自己の利益、あるいは他人の利益のために利用してはならない。

4-3 通訳人は、自分も含めた同業者あるいは訴訟関係者の個人情報、安易に他に漏らしてはならない。業務の性質上、姓名、住所などの個人情報が外部に漏れると危険なこともある。

* 連邦認定法廷通訳人倫理規約(アメリカ)、NAJIT(全米司法通訳人・翻訳人協会)倫理規約、AUSIT(オーストラリア通訳者・翻訳者協会)倫理規約などを参考にした。